

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆十年（一七四五）三月十六日

注（1）游仲謀 江南蘇州府呉県の商人。銅を扱う額商（官許の民間商人）

か。劉序楓「清日貿易の洋銅商について―乾隆―咸豊期の官商・民商を中心に」（『九州大学東洋史紀要』十五号、一九八六）参照。

（2）該 校訂本にはないが類例により補った。

（3）向紫瓊 佐久田里之子親雲上朝原。『宝案』では、この乾隆十年の司養贍大使として福建に赴いているほか、乾隆十七年の在船使者（卷三三）として名がみえる。

（4）媽祖棍 船内で媽祖を祀るのに用いる道具か。媽祖は航海の守護神で、船内でもこれを祀り、停泊中には船からおろして廟に安置し、出発時にはまた船に載せたという。

（5）銅水火爐 銅製の水火爐。水火爐は茶弁当（外出の際に茶道具一式を携帯するための用具。銅張りで水と火が入れられる）。

『中山伝信録』卷六に図がある。

（6）火爐 かまど。

（7）魚翅 フカヒレ。

（8）木矮凳 木製の腰掛け。

2-27-11

国王尚敬の、中国の難民游仲謀等の送還のため、都通事蔡宏謨等に付した執照（乾隆十《一七四五》、三、十六）

琉球国中山王尚（敬）、飄風の難人を解送し、以て部文内の奉旨の事理に遵う事の為にす。

切照するに、乾隆十年二月二十八日、江南蘇州府呉県の商船一隻、共計坐駕する八十三名、敝国轄属の大島地方に漂至す。礁に衝りて破壊せらるるの時、一名失水して身故する有り。彼の地方官、急ぎ土民を発して難人を救活し、及び貨物を撈取し、海船二隻に分載し、解りて山北運天港に至る。即ち館に発りて安挿せしめ、官に委して例に照らして養贍し、日に按じて廩餼等の項を給与す。

茲に査するに、康熙二十三年八月内の礼部の咨に称すらく、今、海禁已に開けば、各省の人民、海上に貿易行走する者甚だ多し。応に浜海の外国王等に移文し、各々該管地方に飭して、凡そ船隻の漂至する者有れば収養して解送せしむべし、等の因あり。欽遵して案に在り。随いで難商の實在せる八十二名併びに帯せる所の貨物等の件を將て、特に都通事蔡宏謨等を遣わし、海船一隻に坐駕し、梢役共に五十二員名を率領し、咨文を齎捧して福建等処承宣布政使司に解送して査収し回籍せんとす。

但だ差去する員役は、若し文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻

留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給發し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、札字第四十五号の半印勘合執照を給し、都通事蔡宏謨等に附して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す、難商の名数

游仲謀	□撫亭	周成士
陳景周	王位三	朱修遠
李天文	潘五觀	張三觀
薛連觀	江友祥	徐廷相
陳天祥	張生觀	沈玉觀
唐運觀	范寿觀	金弘佩
□湧義	董邦彝	何百祿
張廷懷	吳新	談洪昇
鄒復興	范采甫	潘二觀
張佛	王尚安	孫五
張元臣	巨大	翁妙
楊運	林九	張九
張品	高生	張五
陸孝懷	□貴	施尔元
天王佑	陳純齋	徐元

陳定一	錢名達	洪士進
翁三進	□吉生	張義發
卜隆生	沈世英	汪九□
蔣三觀	周天成	徐良觀
王天觀	趙三觀	沈福觀
王秀林	天育觀	潘正觀
羅嘉賓	沈富觀	陳子佑
□守余	陳順	劉日光
□有德	翁長發	陳大讓
姜時標	陳世賢	曹漢元
王慎天	侯元恒	高聖德
高成龍	陳德挿	陳愛發
陳広謀		

護送都通事一員 蔡宏謨 人伴四名  
 司養贍大使一員 向紫瓊 人伴四名  
 管船夥長・直庫二名 鄭謨<sup>(2)</sup> 和承烈<sup>(3)</sup>  
 水梢共に四十名

右の執照は都通事蔡宏謨等に附し、此れを准ず  
 乾隆十年（一七四五）三月十六日 給す

注（1）該 校訂本にはないが類例により補った。

（2）鄭謨 宇地原里之子親雲上。乾隆七年、漂風難民護送の副通事

として福建に赴いている(『家譜(二)』六二〇頁、鄭秉哲の譜)。『宝案』には乾隆十年の管船夥長のほか、二十三年の在船都通事(卷四二)として名がみえる。

(3) 和承烈 『宝案』では乾隆十三・十五・十七・十九・二十三年の管船直庫として名がみえる。

## 2-27-12

福建布政使司より国王尚敬あて、琉球より送還された中国の難民游仲謀等の処遇、護送船の開館貿易等について知らせる

むねの咨(乾隆十《一七四五》、九、十四)

福建等処承宣布政使司、飄風の難人を解送し、以て部文内の奉旨の事理に遵う事の為にす。

貴国王の咨を准く。

切照するに、乾隆十年二月二十八日、敝国轄属の大島地方官の報に拠るに称すらく、本月初二日に海船一隻、風を被り大島に漂至す。即ちに土民を遣わして来歴の縁由を細問す。難人游仲謀等の口称するに、謀等は江南蘇州府呉県の商人、共計八十三名なり。駕せる船一隻は本県の質字第三号に係る。乾隆八年六月の間に前に長崎に到りて貿易し兌換して、条銅・海參鮑魚・海帶等の件を装載す。乾隆十年正月二十八日、長崎を開船し、行きて洋中に至るに、陡かに暴風に遭い、二月初二日に至りて貴国に漂至

す、等の由あり。彼の地方官、其の船の繋ぐ所の処を視るに、風波猛起なれば、以て繋留し難し。急ぎ小船数隻を撥し、其の船を牽拉して將て内港に至らんとす。奈んせん、初四日、風、西北に転じ、風濤甚だ猛くして、竟に打壞を致す。再た棧槎を撥して難人を救活す。游仲謀等八十二名は日に按じて食物を給与して、其の外の徐世魁一名、小槎に移り乗る時に失水して身故す。初五日に至りて其の屍骸を尋ね得る。棺木・布帛・祭奠の品物を給発し、土を扱びて安葬す。即ち民夫をして条銅等の物を撈取せしむ。今、其の難商及び貨物は中山に解送せんとす。奈んせん、人数甚だ多く、装載の小船は大海を涉り難し。幸いに宝島の商船、大島に来至して貿易せんとする有り。即ちに宝船二隻を雇い、其の游仲謀等並びに撈する所の貨物を分載し、官及び水程を諳熟する者に委して搭坐せしめ導と為す、等の因あり。本年三月初六日に其の仲謀等、実在の八十二名及び撈する所の物件を將て宝船二隻に分載し、転じて山北の運天港に至る。即日、館に発りて安挿す。官に委して例に照らして養贍し、日に按じて廩餼等の項を給与す。

茲に査するに、康熙二十三年八月内の礼部の咨に称すらく、今、海禁已に開けば、各省の人民、海上に貿易行走する者甚だ多し。応に浜海の外国王等に移文し、各々該管地方に飭して、凡そ船隻の漂至する者有れば収養して解送せしむべし、等の因あり。欽遵して案に在り。今、徐世魁一名の失水して身故するを除くの